

実務対応報告第 18 号

**「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理
に関する当面の取扱い」の公表**

公表にあたって

連結財務諸表を作成する場合、在外子会社が採用する会計処理は、本来、企業集団として統一されるべきものであります。これまで日本公認会計士協会 監査委員会報告第 56 号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」では、在外子会社の所在地国の会計基準において認められている会計処理が、企業集団として統一しようとする会計処理と異なる場合でも、当該会計処理が明らかに合理的でないとは認められるときを除き、当面、親会社と子会社との間で会計処理を統一する必要はないものとされてきました。

その後、我が国の会計基準は、国際的な会計基準と同等の水準まで整備されてきたことや、欧州をはじめ多くの国々において国際財務報告基準(IFRSs)が採用されつつあるなど、国際的な会計基準の適用にも変化が見られることから、企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)では、上述のようなこれまでの取扱いの見直しを検討してまいりました。今般、平成 18 年 5 月 12 日の第 104 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告(以下「本実務対応報告」という。)を承認しましたので公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 17 年 11 月に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

■ 原則的な取扱い

- 連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。

■ 当面の取扱い

- 在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができる。ここでいう在外子会社の財務諸表には、所在地国で法的に求められるものや外部に公表されるものに限らず、連結決算手続上利用するために内部的に作成されたものを含む。
- その場合であっても、次に示す項目については、当該修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならない。
 - のれんの償却
 - 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
 - 研究開発費の支出時費用処理
 - 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価
 - 会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正
 - 少数株主損益の会計処理
- 上記項目以外についても、明らかに合理的でないと認められる場合には、連結決算手続上で、修正を行う必要があることに留意する。

■ 主な変更点

従来（図1）の当面の取扱い 〔日本公認会計士協会〕 監査委員会報告第56号	本実務対応報告（図2）の当面の取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ● 在外子会社の所在地国の会計基準において認められている会計処理が企業集団として統一しようとする会計処理と異なるときは、当面、親会社と子会社との間で統一する必要はない。 ● 在外子会社が採用している会計処理が明らかに合理的でないと認められる場合には、連結決算手続上で修正する必要があることに留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるものとする。なお、ここでいう在外子会社の財務諸表には、所在地国で法的に求められるものや外部に公表されるものに限らず、連結決算手続上利用するために内部的に作成されたもの（連結パッケージ）を含む。 ● 上記の場合であっても、本実務対応報告に列挙された項目については、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならない。 ● 本実務対応報告に列挙された項目以外についても、明らかに合理的でないと認められる場合には、連結決算手続上で、修正を行う必要があることに留意する。

■ 適用時期等

- 本実務対応報告は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。なお、平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から本実務対応報告を適用することができる。
- 適用初年度の期首における在外子会社の貸借対照表上の資産又は負債の残高のうち、本実務対応報告の適用の結果、過年度の税引後損益として会計処理しなければならない額が生じた場合、その純額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。同様に、過年度の評価・換算差額等として会計処理しなければならない額は、その純額を、当該評価・換算差額等の該当する科目に加減する。なお、少数株主が存在する場合には、親会社に帰属しない部分は少数株主持分に加減することとなる。

図 1: 従来の連結決算手続

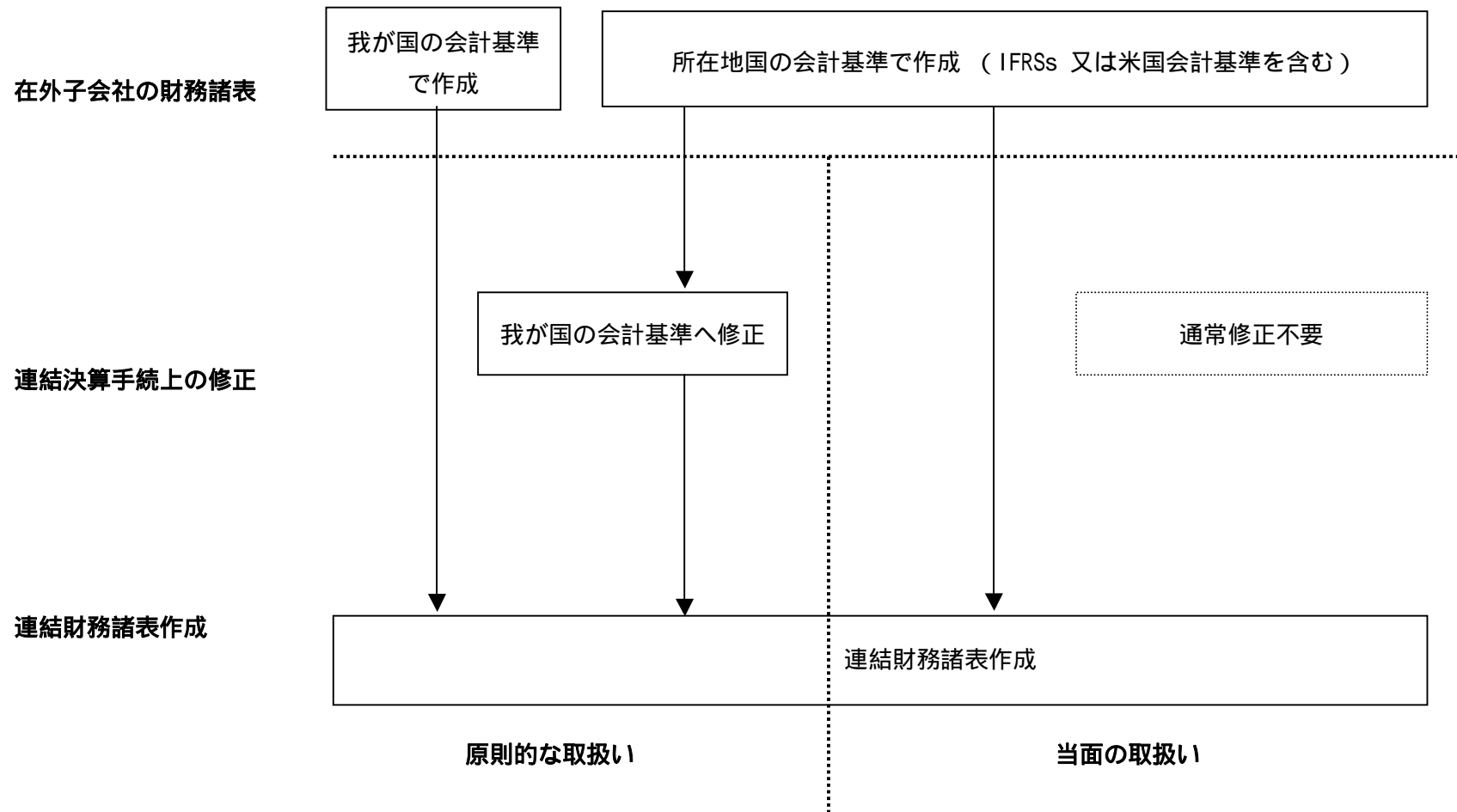
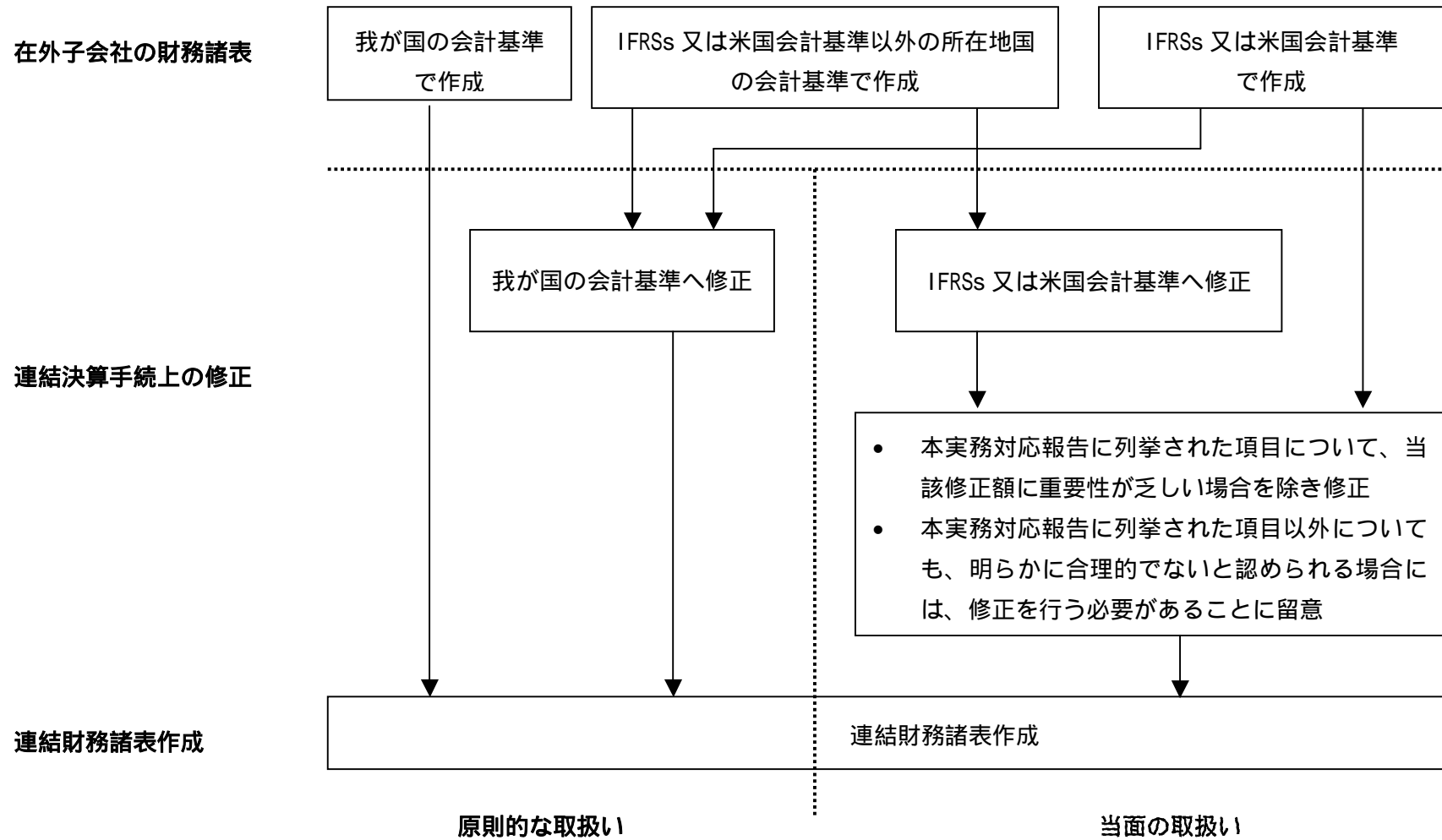


図 2：本実務対応報告に基づく連結決算手続



以上